

# 福井県報

第 2435 号  
平成 25 年  
6 月 7 日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

— 目 次 —

### 告 示

(※は、県例規集登載事項)

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録 (三三七・長寿福祉課) ……………一
- 平成二十五年度地籍調査事業計画 (三三八・農村振興課) ……………二
- 土地改良区の定款変更の認可 (三三三九・三四〇・福井農林総合事務所) …二
- 土地改良区の定款変更の認可 (三三四一・丹南農林総合事務所) ……………二

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任 (三件・坂井農林総合事務所) ……………二
  - 土地改良区の役員の就任 (五件・同) ……………三
  - 土地改良区の役員の退任 (丹南農林総合事務所) ……………四
  - 土地改良区の役員の就任 (同) ……………四
  - 公共測量の終了 (土木管理課) ……………四
  - 公共測量の実施 (同) ……………四
  - 建築基準法に基づく措置命令 (建築住宅課) ……………五
  - 監査の結果に基づく措置の公表 (一) (一) ……………五
- 公安委員会規則**  
※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (七・警務課) …十

### 告 示

#### 福井県告示第337号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月7日  
福井県知事 西川 一誠

#### 登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為業務の内容	登録特定行為事業者登録番号
介護老人保健施設なごみ (介護老人保健施設)	福井県大飯郡おおひ町本郷92-51-1	公益社団法人地域医療振興協会	平成25年5月28日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろううまたは腸ろうによる経管栄養	181110175
介護老人保健施設なごみ (短期入所療養介護)	福井県大飯郡おおひ町本郷92-51-1	公益社団法人地域医療振興協会	平成25年5月28日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろううまたは腸ろうによる経管栄養	181110176
介護老人保健施設なごみ (通所リハビリテーション)	福井県大飯郡おおひ町本郷92-51-1	公益社団法人地域医療振興協会	平成25年5月28日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろううまたは腸ろうによる経管栄養	181110177
特別養護老人ホームかがやき荘 (地域密着型介護老人福祉施設)	福井県坂井市三国町陣ヶ岡13-3	社会福祉法人清水新生会	平成25年5月28日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろううまたは腸ろうによる経管栄養	181110178

ひかり苑 (介護老人福祉施設)	福井県吉田郡永平寺町山王7-30	社会福祉法人慈心会	平成25年5月28日	鼻腔内の喀痰吸引	181110073
ひかり苑 (短期入所生活介護)	福井県吉田郡永平寺町山王7-30	社会福祉法人慈心会	平成25年5月28日	鼻腔内の喀痰吸引	187770074

### 福井県告示第338号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査に関する平成25年度における事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
勝山市	勝山市の区域	平成25年5月23日から
あわら市	あわら市の区域	平成26年3月31日まで
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
おおい町	おおい町の区域	
高浜町	高浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	

### 福井県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月29日付けで六条用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月29日付けで社江守土地改良区の定款変

更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月29日付けで武生鞍谷土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

## 公 告

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理 事	関澤 慶治	坂井市丸岡町友末11-3
〃	嶋田 明良	〃 〃 上久米田299
〃	川上 幸淵	〃 〃 儀間18-14
〃	山田 源則	〃 〃 板倉31-8
〃	森下 陽一	永平寺町松岡樋爪2-16
〃	吉川 健一	坂井市丸岡町下安田11-1
〃	中嶋 完治	〃 〃 今市11-11
〃	木戸口昭嘉	〃 〃 高瀬6-39
〃	横井 慶一	〃 〃 宇随5-8
〃	川口 誠一	〃 〃 四ツ屋6-12
〃	柳原 輝夫	〃 〃 舟寄77-14
〃	林下 謙二	〃 〃 舟寄87-3-2
〃	小林 一真	〃 〃 一本田福新9-29

東	靖弘	〃	〃	小黒25-18
〃	河野 豊一	〃	〃	与河70-28
〃	山田 巧	〃	〃	松川11-148
〃	奥ノ矢謙一	〃	〃	長畝49-2
〃	西 久志	〃	〃	女形谷28-16
〃	喜多喜代志	〃	〃	宇田4-20
監 事	北川 秀信	〃	〃	大森13-23
〃	山田 正男	〃	〃	北織地298-1
〃	西尾 正二	〃	〃	舟寄53-9
〃	堤 甫	〃	〃	女形谷45-23

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日  
福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所	
理 事	西端 勲	坂井市春江町中庄21-11	
〃	三ツ田義兵衛	〃 針原37-12	
〃	高橋 幸雄	〃 中筋31-14	
〃	坪田 誠	〃 隨心寺11-151	
〃	堀川 清治	〃 藤鷲塚27-11	
〃	坪内 範夫	〃 千歩寺10-66	
〃	佐藤 寛治	〃 中庄61-20	
〃	小林 謙一	〃 西長田23-25-1	
〃	長谷川敏雄	〃 井向21-17-1	
〃	林 數幸	〃 大牧12-38	
〃	木下 泰治	〃 大牧13-10-乙	
〃	高嶋 精	〃 下小森1818-2	
〃	黒川 龍二	〃 石塚54-21	
〃	澤崎伊豆夫	〃 正善9-29	
〃	高間 俊美	〃 姫王11-39	
〃	杉本 俊明	〃 辻13-35	
〃	野坂 康雄	〃 上小森21-18	
〃	吉川 喜法	〃 坂井町木部新保1-15	

〃	南本 光雄	〃	〃	春江町沖布目16-29-1
〃	橋本 充雄	〃	〃	沖布目15-16
〃	長谷川範彦	〃	〃	大針8-23
〃	小杉彌五兵衛	〃	〃	田端30-41
〃	品田 武則	〃	〃	本堂8-32
〃	伊藤 香治	〃	〃	安沢18-18
〃	八杉 英治	〃	〃	針原32-32
〃	杉村 一見	〃	〃	正蓮花6-18
〃	寺尾 正信	〃	〃	寄安28-9
監 事	吉田 正治	〃	〃	中筋32-22
〃	藤田 経雄	〃	〃	江留中13-5
〃	小林 忠邦	〃	〃	西長田23-40-1
〃	松浦惣左エ門	〃	〃	石塚54-40
〃	脇本 千鳥	〃	〃	高江24-68

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所	
理 事	山崎長吉郎	あわら市滝18-5	
〃	富田毅矩男	〃 指中34-52	
〃	小林 純一	〃 連ヶ浦19-13	
〃	青池 重三	〃 滝27-71-2	
〃	小見山信雄	〃 滝36-6	
〃	佐藤 照夫	〃 柿原39-4	
〃	藤川 一男	〃 柿原43-16	
〃	玉木 英夫	〃 連ヶ浦58-9-2	
〃	坂本 忠行	〃 連ヶ浦21-19	
〃	森 達夫	〃 連ヶ浦19-10	
〃	吉川 貞雄	〃 細呂木26-4-1	
〃	清水喜美子	〃 橋屋26-2	
〃	高井 廣敏	〃 樋山22-7-甲	
〃	三上 健作	〃 指中54-7-2	

〃	山下 敏博	〃	〃	指中34-14
〃	小坂 勇吉	〃	〃	沢17-48
監 事	菅谷 敬一	〃	〃	細呂木25-8
〃	幸川 興一	〃	〃	滝22-5
〃	伊藤 哲	〃	〃	指中14-11

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所	
理 事	藏元 勝城	坂井市丸岡町下久米田23-52-2	
〃	嶋田 明良	〃 上久米田29-9	
〃	伊東 憲夫	〃 野中山王8-15	
〃	金崎 秀志	〃 新聞1-24	
〃	前田 亨	〃 山崎三ヶ32-10	
〃	田口 一栄	〃 筑後清水10-11	
〃	伊東弥二郎	〃 吉田郡永平寺町松岡家9-40	
〃	新屋 昭夫	〃 坂井市丸岡町安田新19-22	
〃	下口五十二	〃 上安田19-2-1	
〃	中田 明雄	〃 磯部福住13-2	
〃	牧田 栄一	〃 磯部新保7-11	
〃	東 長明	〃 北横地4-28	
〃	斎藤幸之衛	〃 舟寄89-3-2	
〃	柳原 輝夫	〃 舟寄77-14	
〃	齊藤 隆夫	〃 長崎13-15	
〃	平木 兼男	〃 八ッ口12-17	
〃	加納 岸雄	〃 高柳111-6	
〃	岡崎 敏夫	〃 一本田町2411-1	
〃	東 靖弘	〃 小黒25-18	
〃	高野 幸	〃 与河85-20-2	
〃	本多 良昭	〃 三本木15-11	
〃	酒井 政一	〃 長畝58-12	
〃	西 久志	〃 女形谷28-16	

〃	奥谷 清隆	〃	〃	玄女32-22
〃	萩原 一	〃	〃	里竹田35-甲
監 事	新宅章一郎	〃	〃	楽間13-17
〃	久保田 廣	〃	〃	四郎丸16-30
〃	西尾 正二	〃	〃	舟寄53-9
〃	藤澤洋一郎	〃	〃	長畝57-31

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所	
理 事	西端 勲	坂井市春江町中庄21-11	
〃	三ツ田義兵衛	〃 針原37-12	
〃	橋本 充雄	〃 沖布目15-16	
〃	坪田 秀雄	〃 隨心寺11-16	
〃	坪田政右エ門	〃 江留中32-20	
〃	堀川 清治	〃 藤鷲塚27-11	
〃	佐藤 寛治	〃 中庄61-20	
〃	小林 忠邦	〃 西長田23-40-1	
〃	岡部 春夫	〃 井向21-14	
〃	木下 泰治	〃 大牧13-10-乙	
〃	木下 修	〃 大牧18-16-2	
〃	高嶋 克巳	〃 下小森18-13	
〃	松浦惣左エ門	〃 石塚54-40	
〃	澤崎伊豆夫	〃 正善9-29	
〃	高間 俊美	〃 姫王11-39	
〃	杉本 俊明	〃 辻13-35	
〃	野坂 康雄	〃 上小森21-18	
〃	北嶋 義明	〃 定広1-17	
〃	吉川 喜法	〃 坂井町木部新保1-15	
〃	田中 清隆	〃 春江町沖布目14-30	
〃	長谷川秀美	〃 大針8151-1	
〃	西端孝一郎	〃 田端23-14	

上野 昌宣	金剛寺843
脇本 千鳥	高江2468
伊藤 香治	安沢18-18
八杉 英治	針原32-32
西澤 毅	正蓮花442
寺尾 正信	寄安28-9
高山 信夫	西太敷46-53
高橋 幸雄	中筋31-14
坪内 範夫	千歩寺10-66
西川 巖	沖布目21-26
小林 謙一	西長田35-1
黒川 巧一	石塚54-52
平田 孝治	針原22-9

竹田川南郡土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月8日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
理事 野田 喜一 あわら市市姫2-2-25

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月19日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
理事 竹内 勉 あわら市横垣11-28

細呂木北郡土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1

日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
理事 山崎長吉郎 あわら市滝18-5

富田毅矩男	指中34-52
小林 純一	蓮ヶ浦19-13
青池 重三	滝27-71-2
幸川 興一	滝22-5
藤田 幸久	柿原42-33
出店 定男	柿原44-2
杉田 範和	蓮ヶ浦57-5
坂本 忠行	蓮ヶ浦21-19
森 達夫	蓮ヶ浦19-10
吉川 貞雄	細呂木26-9
清水 義和	橋屋25-35
高井 廣敏	樋山22-7-甲
嶋崎 光士	指中46-7
谷口 幸則	指中16-11
小坂 勇吉	沢17-48
宗澤 英雄	柿原41-3
菅谷 敬一	細呂木25-8
坂下 哲男	沢23-19

武生鞍谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
理事 細川 和幸 越前市松尾谷町4-15

越前市松尾谷町4-15  
越前市松尾谷町13-14  
越前市中居町19-15  
越前市松尾谷町7-31

佐々木 久幸 越前市松尾谷町7-31

眞彦	越前市松尾谷町6-46
善治	越前市松尾谷町6-12
義一	越前市養脇町17-9
忠良	越前市養脇町17-4
久雄	越前市養脇町13-18
壽	越前市中居町6-28
義弘	越前市中居町32-19-1
明雄	越前市中居町18-17
広幸	越前市中居町19-18-2
吉彦	越前市松尾谷町5-7
重左久	越前市養脇町29-2
達雄	越前市中居町18-21
実	越前市中居町18-24
憲和	越前市中居町18-18-1

武生鞍谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
理事 細川 和幸 越前市松尾谷町4-15

越前市松尾谷町6-46  
越前市松尾谷町6-12  
越前市養脇町13-14  
越前市養脇町17-9  
越前市養脇町29-2  
越前市松尾谷町13-18  
越前市中居町19-15  
越前市中居町32-19-1

三田村 忠良 越前市松尾谷町5-7

紙屋 憲和 越前市中居町18-18-1

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規程により、福井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月7日

- 1 測量計画機関の名称 福井県知事 西川 一誠
- 2 作業の種類 奥越土木事務所
- 3 作業の期間 平成25年4月1日から平成25年4月24日まで
- 4 作業の地域 勝山市大蓮寺川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規程により、公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月7日

- 1 測量計画機関の名称 福井県知事 西川 一誠
- 2 作業の種類 勝山市
- 3 作業の期間 公共測量（道路3次元データ計測）
- 4 作業の地域 勝山市内の一部

平成25年6月3日から平成25年7月31日まで

## 福井県知事からの措置報告

### 1 総務部

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果
生活学習館	
監査結果報告年月日	平成25年3月8日
監 査 の 結 果	電気自動車用コンセント設置工事の請負契約書を作成していなかった。
措 置 の 内 容	工事請負費の執行について、契約金額の大小にかかわらず、契約書の作成が必要であることを関係職員に周知徹底を図った。今後は、財務規則に沿った適正な執行に努める。

### 2 総合政策部

監 査 対 象 機 関	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
東京事務所		
監査結果報告年月日	平成25年3月8日	
監 査 の 結 果	光熱水費については、支出の原因である事実の存した期間が二年度にまたがる場合は支払期限の属する年度で支払うこととされているが、弦巻職員住宅水道料他について、新年度に存する期間の利用料金を旧年度で支出していた。	二年度にまたがる支出について、平成25年度4月請求分より、新年度に存する期間で支出するよう措置する。

### 3 健康福祉部

監 査 対 象 機 関	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
坂井健康福祉センター		
監査結果報告年月日	平成25年3月19日	
監 査 の 結 果	1 電気自動車用コンセント設置工事の請負契約書を作成していなかった。 2 公用車による事故（人身1件）が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額 674,569円 修繕費 99,750円)	1 当該工事の執行について、契約書の作成が必要であることを関係職員に周知徹底を図った。財務規則に沿って適正に執行していくよう努める。 2 当該職員に対しては、安全に留意し慎重な運転を心がけるよう注意し、センター職員全体に対しても交通安全の徹底を訓示した。また、平成24年6月1日にあわら警察署交通課長を講師に招き、交通安全講習会を開催した。各課室長に対しては職員の勤務状況を把握し、過労運転にならないよう重ねて指示している。

であるため。

観覧車については、令第37条、第66条および第144条の規定に違反しているため。

6 命令をした日  
平成25年5月27日

## 監査委員告示

### 福井県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

平成25年6月7日

福井県監査委員	畑 孝幸
同	小寺 惣吉
同	辻岡 俊三
同	平鍋 順一

建築基準法（昭和25年法律第201号。

以下「法」という。）第88条第1項において準用する法第9条第1項の規定により命令したので、同条第13項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月7日

福井県知事 西川 一誠

1 命令を受けた者の住所および氏名  
あわら市温泉4-2

有限会社関山観光 代表取締役 関山功

二

2 工作物（遊戯施設）の所在地  
坂井市三国町加戸7

3 命令をした工作物（遊戯施設）

(1) チェアタワー  
(2) メリーゴーランド  
(3) バルーンサイクル  
(4) 観覧車

4 命令の内容

平成25年5月28日から使用禁止

5 命令の理由

チェアタワーについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第37条、第66条および第144条の規定に違反しているため。また、平成25年4月30日に発生した事故の原因究明と再発防止対策がなされていない状態での運行は危険であるため。

メリーゴーランドについては、令第39条および第144条の規定に違反しているため。

バルーンサイクルについては、令第39条、第66条および第144条の規定に違反しているため。また、平成25年4月30日に発生した事故の原因究明と再発防止対策がなされていない状態での運行は危険

監 査 対 象 機 関	興越健康福祉センター
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 8 日
監 査 の 結 果	電気自動車用コンセント設置工事の請負契約書を作成していなかった。
措 置 の 内 容	財務規則で、工事の請負契約を締結する場合には、請負契約書を作成しなければならぬと定められていることを周知徹底するとともに、財務規則の再確認を行った。
監 査 対 象 機 関	こども療育センター
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 1 9 日
監 査 の 結 果	現金領収した受診料の指定金融機関への払込みが遅れていた。
措 置 の 内 容	納入者から収納した現金は、福井県財務規則に従い収納した日またはその翌日において指定金融機関へ遅滞なく払い込むことを徹底する。
監 査 対 象 機 関	看護専門学校
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 1 9 日
監 査 の 結 果	電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料について、旧年度に存する期間の料金を新年度で支出していた。
措 置 の 内 容	出納員と会計員が支出の原因である事実の存した期間を厳密に確認し、その事実の属する年度で支払うよう徹底する。

## 4 観光営業部

監 査 対 象 機 関	歴史博物館
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 1 9 日
監 査 の 結 果	<p>1 現金領収事務において、領収した現金の指定金融機関への払込遅れや、歳入徴収事務委託契約を締結しないまま、図録販売業務を総合管理業務委託契約の相手方に行わせるなど、適正に執行していなかった。</p> <p>2 旧年度に存する期間の電話料金を新年度で支出するなど、複数の支出において年度を誤っていた。</p> <p>3 現金出納簿に登記したものを数か月後に登記簿として削除していた。また、毎月行うべき現金出納簿と現金領収証書、簡易領収書の照合を行っていなかった。</p> <p>4 昨年度に引続き、執行向の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。</p> <p>5 取得価格が100万円を超える雪隠舎間人旧蔵駅弁掛紙について、一式を重要物品として管理しておらず、昨年度に引続き、公有財産等定期報告に誤りがあった。また、物品購入調書を消費税抜の金額で作成していた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 現金については確認を徹底し、払込遅れの防止に努める。</p> <p>2 図録販売業務については、平成 2 5 年 4 月以降は歳入徴収事務委託契約を締結し、適正な執行に努める。</p> <p>3 今後は内訳明細の確認を徹底し、適正な執行を行う。</p> <p>4 現金出納について、複数の職員によるチェックを行い、照合を毎月厳正に行う。</p> <p>4 今後は、執行向の入力が適切に行われるよう、事業および会計の担当者が確認を確実に行い、適正な予算の執行を徹底する。</p> <p>5 雪隠舎間人旧蔵駅弁掛紙については一式として管理し、物品購入調書は修正した。公有財産等定期報告については修正報告し、今後は適正な物品管理を徹底する。</p>

## 5 農林水産部

監 査 対 象 機 関	畜産試験場
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	<p>1 電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料について、旧年度に存する期間の料金を新年度で支出していた。</p> <p>2 昨年度監査において指導された備品の管理について、是正されていなかった。</p> <p>3 郵便切手について、前年度からの繰越枚数および年間使用枚数を考慮せずに購入したため、多額の繰越が発生していた。また、多額の残高があったにもかかわらず、年度末に購入していた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 今後は、福井県財務規則に定める規定を遵守し、適正な支出に努める。</p> <p>2 指摘後、速やかに備品台帳登録を行ったが、今後はこのようなことがないよう努める。</p> <p>3 郵便切手については、従来は附置機関（奥越高原牧場・嶺南牧場）においても在庫管理をしていたが、25年度より附置機関においては、郵便料金後納制度を活用することにより在庫を持たないこととするとともに、畜産試験場にて出納員が在庫および郵便切手類出納簿の管理を一括して行うこととした。また、畜産試験場においても在庫が無くなり次第、後納制度に切り替えることとする。</p>
監 査 対 象 機 関	水産試験場
監査結果報告年月日	平成25年3月8日
監 査 の 結 果	出納員による毎月の歳出予算差引簿と支出命令書等との照合を行っているいなかった。
措 置 の 内 容	今後は、会計ルールに従い毎月の歳出予算差引簿と支出命令書等との照合を適正に行うことを徹底する。
監 査 対 象 機 関	総合グリーンセンター
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	手数料で支出すべき太陽電池時計ポール撤去費用を修繕費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措 置 の 内 容	支出科目の誤りが無いようチェックを強化し、福井県財務規則に基づき適正に支出する。

## 6 財政的援助団体

監 査 対 象 機 関	財団法人福井県産業廃棄物処理公社
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	<p>1 予定価格が50万円以上である契約について、昨年度に引続き、特命随意契約理由および予定価格調書を作成しておらず、契約書も作成していなかった。</p> <p>2 単価契約である産業廃棄物処理センター運転管理業務委託において、昨年度に引続き、単価の適用を一部誤っており、検査も遅れていた。</p>
措 置 の 内 容	<p>1 指摘に基づき、予定価格が50万円以上である契約について、</p> <p>① 同に特命随意契約理由を記載すること</p> <p>② 予定価格調書を作成すること</p> <p>③ 契約書または請書を作成すること</p> <p>など、財務規程等の遵守を徹底するよう注意指導した。</p> <p>2 運転管理業務委託契約書を変更し、単価の適用の不備は是正し、職員に対し契約書に則った執行を行うよう指導した。また、検査も期限内に行うよう注意指導した。</p>

## 福井県教育委員会委員長からの措置報告

## 1 教育委員会

監 査 対 象 機 関	生涯学習センター
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	使用料および賃借料で支出すべき画像データ使用料やウイルス対策ソフトウェア更新料を消耗品費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措 置 の 内 容	画像データ使用料およびウイルス対策ソフトウェア更新料の購入については、使用料および賃借料で支出すべきことを関係職員に周知徹底を図った。 今後は、財務規則に沿った適正な執行に努める。
監 査 対 象 機 関	運動公園事務所
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	備品購入費で支出すべき椅子を、消耗品費で支出し、備品として適正に管理していなかった。
措 置 の 内 容	椅子の購入について備品台帳に記載し、備品として管理することとした。今後は適正な科目での執行に努める。
監 査 対 象 機 関	教育研究所
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	光熱水費については、支出の原因である事実の存した期間が二年度にまたがる場合は、支払期限の属する年度で支払うこととされているが、庁舎電気料について、新年度に存する期間の料金を旧年度で支出していた。
措 置 の 内 容	出納員と会計員が、支出の原因である事実の存した期間を厳密に確認し、期間が二年度にまたがる場合は支払期限の属する年度で支払うよう徹底する。
監 査 対 象 機 関	特別支援教育センター
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	使用料および賃借料で支出すべきパーソナルドメインサービス利用料を、手数料で支出していた。
措 置 の 内 容	平成24年度の支出済額については、平成25年1月に支出科目の更正を行い、以後は使用料および賃借料にて支出している。

監 査 対 象 機 関	武道館
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	旧年度歳入とすべき武道学園受講料について、新年度歳入としていた。
措 置 の 内 容	武道学園の受講料収入については、受講生の利便性向上のために毎年3月1日から申込みと同時に受講料を仮領収書にて受領し、その後、新年度歳入としていた。 平成25年度から4月1日以降に受講申込を受付け、受講料を受領することにより新年度の歳入として処理することとした。
監 査 対 象 機 関	三国高等学校
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	手数料で支出すべきゴミ収集券の購入代金を、消耗品費で支出していた。
措 置 の 内 容	平成24年度支出命令済分は消耗品費から手数料へ科目更正を行った。今後は、適正な支出科目で支出する。
監 査 対 象 機 関	丸岡高等学校
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	手数料で支出すべきゴミ収集券の購入代金を消耗品費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措 置 の 内 容	歳出予算の執行に当たっては、地方自治法施行規則等に基づき、支出内容の性質に応じた科目による適正な執行を行うように努める。
監 査 対 象 機 関	勝山高等学校
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年3月19日
監 査 の 結 果	契約金額が50万円以上である風力・太陽光発電システムの購入において、請書を徴していなかった。
措 置 の 内 容	契約事務に関するチェック体制を強化し、適正な会計事務執行に努める。

監査対象機関	若狭東高等学校
監査結果報告年月日	平成25年3月8日
監査の結果	旅費で支出すべき農夫通勤費を賃金で支出していた。
措置の内容	平成23年度の農夫通勤費については、旅費の予算措置がされていなかったため賃金で支出し、その後行うべき科目更正を怠ったものであるが、平成24年度からは旅費で支出し、適正な予算執行に努める。
監査対象機関	科学技術高等学校
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	報償費で支出すべき化学システム科機器操作技術講習会経費の一部を、旅費で支出していた。
措置の内容	今後は、内容をよく確認し、厳正な執行に努める。
監査対象機関	武生商業高等学校
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	備品購入費で支出すべき福井新聞縮刷版DVDを消耗品費で支出し、備品として適正に管理していなかった。
措置の内容	当該DVDについては、備品台帳(図書)を作成した。今後は、適正な執行に努める。
監査対象機関	嶺北養護学校
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	1 手数料で支出すべきノート書換料金を修繕費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。 2 出納員による毎月の歳出入算差引簿と支出命令書等との照合を行っているいなかった。
措置の内容	1 今後は、福井県財務規則に則り適正な支出科目での予算執行に努める。 2 校長と出納員で毎月の支払状況一覧表と支出命令書等との照合、チェックを行い、確認書類にはチェック印をつけることを徹底した。その結果を「点検チェックシート」に記入し署名・押印を行っている。

監査対象機関	南越養護学校
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	音楽室窓サッシ面格子取付工事において、請負契約書を作成すべきところ請書を徴していた。
措置の内容	今後は適正な事務処理の執行に努める。

## 2 財政的援助団体

監査対象機関	財団法人ボーイスカウト福井連盟維持財団
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	理事会等の議事録を作成していなかった。
措置の内容	未作成分の議事録を作成した。今後は理事会等が開催される度に議事録を作成する。

# 公安委員会規則

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年六月七日

福井県公安委員会

委員長 鎌谷 忠雄

## 福井県公安委員会規則第七号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則（昭和三十五年福井県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十第七号中「テロ対策」を「重要施設等におけるテロ対策」に改め、同条第八号中「原子力関連施設の警備」を「サイバー攻撃対策」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月七日印  
平成二十五年六月七日発

刷行

発行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号  
福井県福井市西開発三丁目七一五

白崎印刷(株)

☎六三〇〇